30国際第1285号

関税割当公表第69号の2

平成31年度のトマトピューレー・ペーストの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号) 第 6 条の規定に基づき、トマトピューレー及びトマトペースト(以下「トマトピューレー・ペースト」という。)のうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成31年4月1日

農林水產省

記

- 第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限
  - 1 割当対象物品 トマトピューレー・ペースト
  - 2 割当数量 37,800トン
  - 3 通関期限 平成 32 年 3 月 31 日
- 第2 その他

その他関連事項に関しては、平成 31 年度のトマトピューレー・ペーストの関税割当てについて(平成 31 年 3 月 8 日付け 30 国際第 1218 号関税割当公表第 69 号) による。